

松山城集客促進事業業務委託 仕様書

1. 委託業務名 松山城集客促進事業業務委託

2. 目的

松山城等へ一度も訪れたことがない人も来場したくなるよう集客促進を図るため、市内及び市・県外から直接的かつ間接的な集客効果の高い事業実施とプロモーション及び市内への経済効果を含めた効果分析を行う。

3. 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日まで

4. 履行場所 市長が指定する場所

5. 提案限度価格 14,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 業務概要

松山城等の来場目的に直結する企画・展示・演出などの集客促進事業とその周知媒体の作成及びPR等を実施する。企画・実施にあたっては、SNSなど特に間接効果での松山城集客につなげるのこと。

7. 業務項目

(1) 事業の開催概要

①開催場所 松山城全体（天守含む）

※松山城山ロープウェイ東雲口駅舎、二之丸史跡庭園を含む提案も可能とする。

②開催期間 令和5年12月上旬～令和6年3月上旬

※令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く

※令和6年2月13～21日の間でロープウェイ客車更新工事により、9日間はロープウェイ運休予定（リフトは通常営業）のため、留意すること。

※開催時期や期間についても、企画提案すること。

※集客を図ることが目的のため、スポット型、通期型など形式は問わないが、長期にわたる事業内容及び実施が望ましい。

③開催時間 松山城・ロープウェイの営業時間は以下のとおりである。

	12月～1月	2月～3月
松山城天守	9：00～16：30	9：00～17：00
ロープウェイ	8：30～17：00	8：30～17：30
二之丸史跡庭園	9：00～16：30	9：00～17：00

※通常営業時間外の提案も可能とするが、追加の営業費用は受託者負担とし、松山

市・指定管理者・索道運行業務受託者と協議して決定すること。

(2) 業務内容

①松山城への集客企画の実施

松山城を舞台に単なるイベント等の実施ではなく、直接・間接的な集客効果の高い企画・展示・演出などを行うこと。

(ア) 集客目標の設定

ターゲットとなる世代や属性を明らかにしたうえで、松山城入場者数だけでなく、メディア露出やSNSでの拡散数など間接効果も含めて具体的に定めること。

【参考】松山城天守入場者数（新型コロナウイルス感染拡大前）

平成30年12月 約35,000人

平成31年 1月 約35,000人

平成31年 2月 約33,000人

平成31年 3月 約54,000人

(イ) 企画内容の立案と実施

設定した集客目標が達成できる企画の計画と運営を行う
(会場演出、導線設計、会場サイン看板、設備運営を含む)。

※オープニングイベント等の実施は任意とする。

※スポット型で集客規模が小さく広報効果の低いイベント等を除く。

②プロモーションの実施

市内のみならず特に市・県外からの集客効果が高いプロモーションを実施する。

①の企画と連動したInstagram等のSNS活用と参加者等が発信する間接効果にも焦点を当てた企画の立案、実施計画の作成

※SNSを活用したプロモーションを実施するにあたり、松山市が運用している以下のアカウントを活用することも可能とする。

・Facebook 「四国松山 せとうち松山」

・Instagram 「四国松山 せとうち松山」 @matsuyama_sightseeing

※チラシ・ポスター等を作成し、市内小中学校や公民館等の公共施設へ配布する場合は松山市に協力を求めることを可能とする。

③事業効果の分析

事業実施の際にアンケート等の手法により、定量的・定性的な事業効果を測定後、報告すること。また、アンケート等の実施は事業の直接・間接効果が分析できるものを使用すること。

※アンケート等の内容は松山市と事前に協議し決定すること。

④補足事項

(ア) 企画・演出について、今ある松山城の価値に加えて、新しい価値を加えることで、歴史的建造物としての魅力以外の新たな切り口で誘客に取り組むこととする。

(イ) ロープウェイの利用から松山城天守入場へ誘導するための仕掛け（動線づくり）を行う。

(ウ) 展示物を設置する場合は、展示物の大きさや使用する素材等は景観・美観に配慮したものとする。

(エ) 本企画の参加料や観覧は無料にて実施する。天守・二之丸史跡庭園・ロープウェイ利用については、通常通りの料金とする。

(3) 提案（企画提案書記載）事項

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。

また、企画内容を説明するために、市場分析・現状分析など項目以外の内容の掲載も可能とする。

①事業コンセプト、タイトル案

②事業の実施企画

(ア) 松山城の魅力創出企画

(イ) 県内外に向けたプロモーション

(ウ) 事業効果の分析

③実施スケジュール

※新型コロナウイルス感染拡大状況等により本イベントを中止することがあるため、各種キャンセル料が発生する時期を合わせて示すこと。

④安全対策等

(4) その他運営上の要件

①実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

②年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

③事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

④本市事業との連動

松山市の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

⑤定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則松山市役所において定期ミーティングを行う。

⑥企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、松山市や松山城の指定管理者と協議し、企画詳細の検討を行う。

⑦留意事項

(ア) 多言語化、その他のインバウンド対策、SDGsについて可能な限り配慮すること。

(イ) 未就学児・小学校児童・保護者など可能な限り広範囲に対して講じること。

8. 事業実績報告書等の提出

受託者は下記を令和6年3月31日（日）までに松山市に提出すること。

(1) 製作物

ノベルティ等（制作した場合）

(2) 事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績

〈数 量〉 電子データ及び印刷物等

(3) 業務完了報告書

〈内 容〉 松山市指定様式

9. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 第三者が権利を有する素材の活用

集客企画を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（アニメ、漫画、ゲーム、ユーチューバー、ブイチューバー、インフルエンサー、タレント等の著名人、音楽、アートなど）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

※開催場所にオブジェや楽器等の設置も可能とするが松山市と協議し決定すること。

※松山城やマスコットキャラクター「よしあきくん」とのオリジナルグッズ制作も可能とするが、松山市と協議し決定すること。

※松山城入場券のアレンジも可能とするが、入場券作成費用も受託者負担とし、松山市と協議して決定すること。

※松山城山ロープウェイ客車内の装飾等も可能とするが、松山市と協議して決定すること。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

④（1）の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守すること。

(6) 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場

合は双方協議のうえ決定する。

(7) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。